

ウルグアイ、特許協力条約（PCT）加盟へ

筆者：ニコラス・ペラカ (Nicolas Marquez Peraca, Ph.D.)

世界地図を見て特許協力条約（PCT）に加盟していない国がまだあることがどうしてあり得るかを考えたことはありますか。

ここで、朗報です。ウルグアイが PCT への加盟に向けて前進しています。

昨年、2023 年 7 月に、ウルグアイの行政府が、PCT 加盟法案をウルグアイの議会に提出しました。最近となり、当該法案は、2024 年 6 月 4 日に、ウルグアイの下院議会により**全会一致**で承認されました。（本記事執筆中の）2 日前である 2024 年 6 月 11 日に、当該法案はウルグアイの上院議会により**全会一致**で**批准**されました。なお、ウルグアイの特許出願統計データは、世界知的所有権機関（WIPO）のウェブサイトから確認できます（こちらの[リンク](#)よりご参照ください）。

注目に値するのは、ここ数カ月と数年にわたり、ウルグアイにおいて、PCT に加盟することのメリットとデメリットに関して国を挙げての議論がありました。一方では、PCT 加盟賛成派は、科学と技術発展の促進及び革新の育成に繋がると主張します。他方では、反対派（主に、医薬、農業、及びバイオテクノロジー企業）は、彼らが開発するジェネリック製品は特許の期限切れとなった発明又は特許されていない発明に基づいているものだから、PCT に加盟するとなれば、彼らの製造に大いに影響を及ぼしてしまうと主張します。このように、知的財産における制限が、ウルグアイの市場のそれらの製品の利用可能性（及び価格）に不利に影響を与えてしまいます。

その議論への解決策として、ウルグアイは、PCT の[第一章](#)（国際出願及び国際調査）のみへの加入を要求することとなっています。それにより、ウルグアイの発明者が知的財産の国際的な保護を求めることが可能となると同時に、ウルグアイの国内産業も守られると期待されています。

周知のように、PCTの第二章は、国際予備審査に関する規定です。それがウルグアイの政治的な論争における分岐点でした。実際に、第二章への加入なしでPCTに加盟することは、出願人は通常の30か月以内にウルグアイにおいて国内移行手続を行うことができ、希望すれば、特許性に関する国際予備報告を入手できるという利益を得ることができるということを意味しています。しかしながら、ウルグアイの発明者は、例えば、更なる国際予備審査（IPE）の請求を提出するなど第二章に規定されている特定の手続を行うことはできません。

なぜ今？

ウルグアイはここ数年間、自由貿易協定を締結することに関心を持っていますが、それ自体にはPCTに加盟することが法律で定められています。例えば、ウルグアイは、2022年12月1日に環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（CPTPP）への加入を申請しました。このように、PCTに加盟することは、ウルグアイの国際規制及び基準に従おうとする意欲を表し、CPTPPの最終承認に向けてのウルグアイの戦略的な一歩です。

ウルグアイの立法機関の次の段階としては、行政府による最終承認と、WIPOへの正式請求の提出です。その後は、PCTの導入を有効にする国内規制の承認となります。

まとめ

ウルグアイでは、「何でも最終的には、、、ウルグアイに到着する」とよく言われています。従って、ウルグアイが（部分的に）PCTに加盟することに同意するのに40年以上かかっていることは驚くことではありません。ウルグアイの国内産業にはどのような広範囲にわたる結果が導かれるか、そして、この、ラテンア

アメリカにおける一人当たり最大のソフトウェア輸出国である小さくて強力なウルグアイにはどのような斬新で心躍るような発見が現れるかは、時間が経てば分かるでしょう。

ウルグアイの知的財産制度の発展に関する最新情報を読者の皆さんにお届けできるのを待ち望んでいます。